

「もんじゅ」関連について

平成29年3月27日

文部科学省

(H28.12.21「もんじゅ関連協議会」参考資料より抜粋)

- 「もんじゅ」の廃止措置を安全かつ着実に進めるため、新たな「もんじゅ」廃止措置体制を構築し、
 - ① 政府一体となった指導・監督、
 - ② 第三者による技術的評価等を受け、
 - ③ 国内外の英知を結集した体制を整えた上で、原子力機構が安全かつ着実に廃止措置を実施。

(体制のイメージ)

①政府

- 文部科学省、内閣官房、経済産業省等が一体となって、原子力機構の廃止措置体制・計画を指導・監督
- 文部科学省の職員を敦賀に常駐させ、現場で「もんじゅ」の廃止措置を監視

指導・監督



②第三者からなる新たな組織

- 安全確保等の観点から、原子力機構の廃止措置に係る計画や活動に関して、国内外の専門家等による技術的評価・助言等を実施

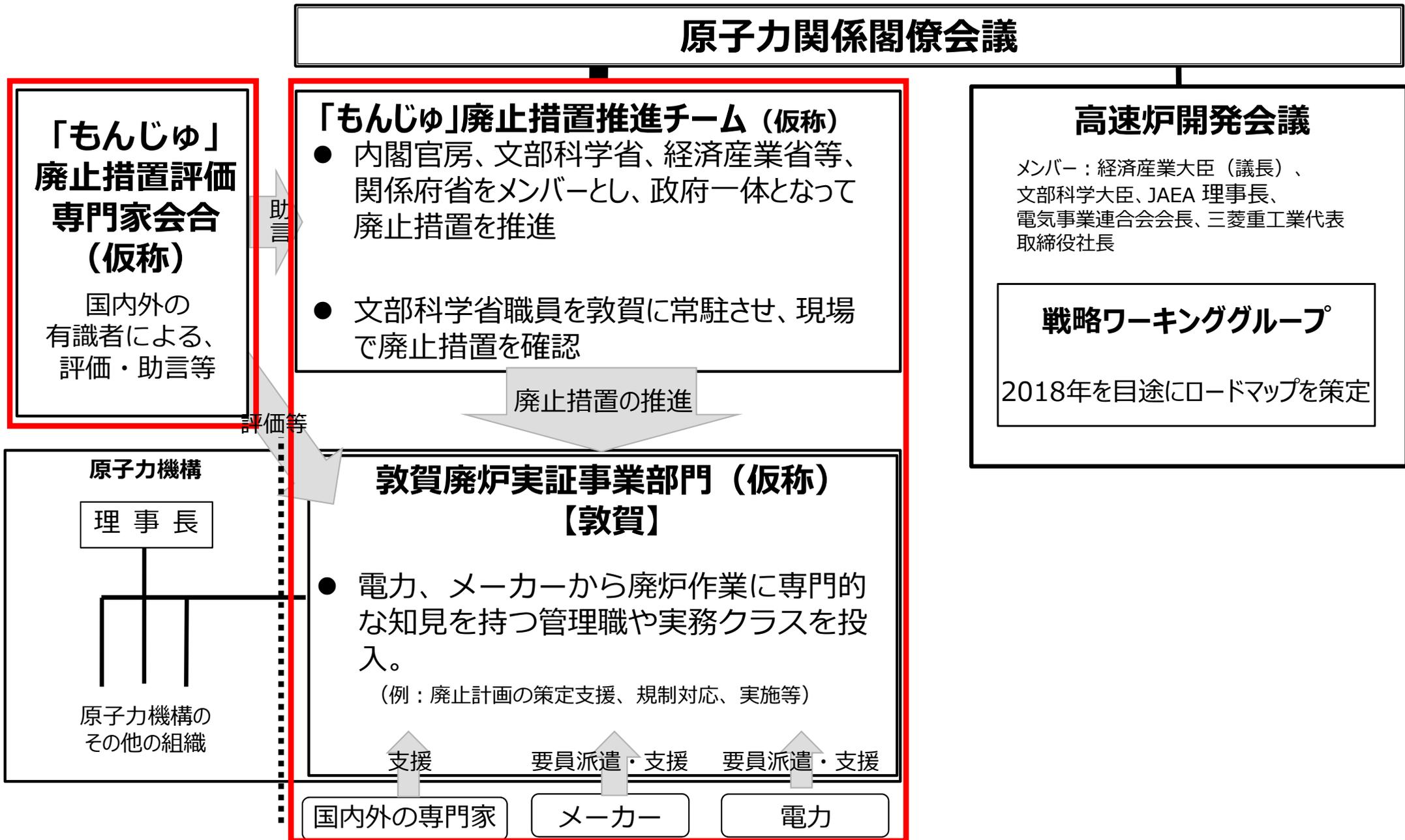
評価



③原子力機構

- ①政府の指導・監督、②新たな組織における技術的評価等を受け、安全かつ着実に廃止措置を実施
- 国内外の英知を結集出来るよう、廃止措置やナトリウム取扱いに長けた者の協力を得た「もんじゅ」廃止措置体制の構築、基本的な計画の策定を実施

- 内閣官房、文部科学省、経済産業省等が一体となって**政府全体**で取り組む枠組みを構築。
- 原子力機構の中に**廃炉実証部門**を設置。



「もんじゅ」の廃炉に係る実施体制案について

内閣官房
文部科学省
経済産業省

- ナトリウム冷却高速炉の廃止措置に当たっては、ナトリウムを冷却材として使用していることから、燃料取出し等の作業時に、密封した不活性ガス雰囲気中での遠隔操作や不透明な液体の中での作業を要する場合があるなど、ナトリウム冷却高速炉特有の技術的な課題が存在する。
- 「もんじゅ」の廃止措置は、我が国において初めてのナトリウム冷却高速炉の廃炉であることに鑑み、日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）が「もんじゅ」の廃止措置を安全かつ着実に実施するためには、政府一体の指導・監督の下、国内外の専門家による第三者評価を受けつつ、原子力機構において廃炉実証に最適化した実施部門の創設など特別な体制を構築し、原子力機構任せにするのではなく、政府が一体となって計画的に進める必要がある。

（政府一体の指導・監督）

- このことを踏まえ、省庁横断的な枠組みとなる「もんじゅ」廃止措置推進チーム（以下、「推進チーム」という。）を新設し、政府としての「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本方針」（以下「政府基本方針」という。）を策定するものとする。政府基本方針は、原子力機構が「もんじゅ」の廃止措置を安全、着実かつ計画的に実施できるよう、原子力機構による「『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画」（以下、「基本的な計画」という。）の策定や新たな体制の構築に反映すべき基本的な考え方を示すものである。
- 加えて、文部科学省の職員を敦賀に常駐させ、現場で「もんじゅ」の廃止措置を確認するものとする。

(国内外の専門家による第三者評価)

- 原子力機構は、基本的な計画の策定に当たっては、基本方針に掲げる事項を反映するとともに、廃止措置評価専門家会合のレビューを受けた上で、推進チームに報告し、了承を得るものとする。

(廃炉実証のための実施部門の創設)

- 原子力機構は、国内外の英知を結集して廃止措置に取り組むべく、外部の人的支援や協力を得て新たな体制を構築する。
- なお、原子力機構が策定する基本的な計画については、上述の「国内外の専門家による第三者評価」「廃炉実証のための実施部門の創設」に加え、以下の参考に示す内容を含むものとし、これを政府基本方針に示す。

(参考)

- ① 安全確保を最優先に廃止措置を実施すること。
- ② 廃止措置に特化した実施体制を、産業界や内外の専門家の支援を受けて構築すること。また、保守管理・品質保証体制を充実すること。
- ③ ナトリウム冷却高速増殖炉という「もんじゅ」の特徴を踏まえて、適切な廃止措置計画を策定し、原子力規制委員会に認可申請するとともに、基本的な計画の策定から約5年半で使用済燃料の取出しを終了すること。
- ④ 必要となる予算を配分するとともに人員を配置すること。
- ⑤ 地元住民及び国民の理解を得る取組を進めること。
- ⑥ 地元企業の参入促進、雇用拡大への努力など、地元経済への貢献に努めるとともに、新たな拠点化構想に貢献すること。
- ⑦ ナトリウム、使用済燃料、廃棄物の処理・処分の方針を示すこと。

以 上